

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第6  
7号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2項の規定は、平成31年  
4月1日から適用する。